

仕様書

1. 件 名 診療を支える管理監督者向けのコーチング研修

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「QST」という。）QST 病院の部課室長等の診療を支える立場の管理監督者に対し、各自が総括する組織全体の力を引き出すリーダーシップを強化し、当院の目標を迅速に達成する組織基盤を構築するため、研修を実施する。

3. 履行期限 令和9年3月26日（金）

4. 履行場所 オンライン又は QST 千葉地区 QST 病院（千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1）

5. 業務内容

（1）国際コーチング連盟（ICF）認定の有資格者（コーチ）によるコーチング研修の実施

- ・参加者は5名（管理監督者）
- ・参加者に対し、各回30分、期間中12回、コーチング研修を実施する。
- ・参加者に対し、各回30分、期間中12回、プロコーチとの対話の機会を提供する。

（2）コーチング研修のためのオンライン学習の実施

- ・参加者に対し、各回50分、期間中23回、オンライン学習の機会を提供する。

（3）アセスメントツールによる効果測定

- ・参加者に対し、期間中3回、アセスメントツールを用いた効果測定のフィードバックを行う。

研修内容については、下記の点にも考慮した内容とする。

- ・研修は、原則としてオンラインで行う。
- ・コーチング研修は参加者一人一人に行うものとし、グループワークやロールプレイング等の職場での実践を意識した内容とする。
- ・オンライン学習は、コーチング研修との関連性のある内容とする。
- ・コーチング研修、オンライン学習を通じて、参加者が実践可能な知識や技術を習得するだけでなく、応用力を養うことができる内容とする。研修後に参加者が研修内容を所属する組織にフィードバックし、職場でのコミュニケーションの活性化が促進されることを狙いとする。
- ・研修期間中に、参加者間のディスカッションや意見交換（各最大2時間）を行う機会を含める（オンライン又は QST 千葉地区 QST 病院）。

詳細な研修内容については、QST 担当職員と協議を行い決定するものとする。

6. 必要な能力・資格

- (1) 受注者は国際コーチング連盟（ICF）認定の有資格者を持つ所属講師を有することを条件とする。
- (2) 本契約業務を履行する、ワークショップを実施する者及び専門的な見地から研修の成果をフィードバックできる者については、国際コーチング連盟（ICF）認定の有資格者であり、官公庁等においてコーチングの研修の経験を有する者であることを条件とする。
- (3) 受注者は情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）の国際標準規格「JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)」の認証を取得している法人であることとする。

7. 提出図書 下記の書類を提出すること。

図書名	提出時期	部数	確認
研修実施計画書	電子媒体にて契約後速やかに	1部	要
報告書	電子媒体にて履行期限までに	1部	要
再委託承諾願 (QST 指定様式)	契約後速やかに ※下請負等がある場合に提出のこと。	1部	要

(提出場所) QST 病院運営管理部業務支援課

8. 検査条件 第5項に示す作業完了後、第7項に定める提出図書の確認並びに仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたときをもって検査合格とする。

9. その他

- (1) 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、QST の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、QST の指示に従い行動するものとする。

10. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（総括責任者）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 本契約業務履行に関する QST との連絡及び調整
- (2) 従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 法令等

受注者は、業務の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)ほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課室名 : QST 病院運営管理部業務支援課
氏 名 : 伊南 恵介